

双葉町民間賃貸住宅新築促進事業 Q&A集

	質問項目	質問内容	回答
1	要件	昨年、民間賃貸住宅を新築しましたが、対象になりますか？	対象になりません。補助金交付要綱を定めた日（令和7年6月12日）以降に申請書類を提出したものが対象になります。
2	要件	現在、民間賃貸住宅を新築していますが、対象になりますか？	対象になりません。補助金交付要綱を定めた日（令和7年6月12日）以降に申請書類を提出したものが対象になります。
3	要件	既存の共同住宅を取り壊し、その敷地に新たに共同住宅を建築する場合は補助対象になりますか？	新築の場合、補助対象になります。
4	要件	改修や増築等は対象になりますか？	対象になりません。
5	要件	構造や設備など、担当技術者に関しては資格や実績などの条件は無いと考えてよろしいでしょうか。	基準はありません。
6	要件	床面積に制限はありますか？	一戸あたりの床面積が壁芯間の寸法により算定し、18平方メートル以上である必要があります。
7	要件	例えば1階が店舗、2階以上が共同住宅という複合的なタイプの賃貸住宅は対象になりますか？	対象となりますが、住宅部分の費用のみの対象になります。
8	要件	双葉町内であればどこに建築しても補助対象になりますか？	建築する場所の定めはあります。詳しくは補助金交付要綱の第2条（1）アを参照下さい。
9	要件	第2条（1）アに記載の要件の確認はどこで出来ますか？	町のホームページにある「せんだんマップ（地図情報サービス）」にて確認ができます。また、町の建設課窓口でも確認できます。
10	要件	施工者が町内建設事業者と町外建設事業者の場合で補助金額が違うのですか？	異なります。詳しくは補助金交付要綱の第5条（2）、（3）を参照下さい。
11	要件	工事を行う町内建設事業者を紹介してもらえますか？	紹介は行っておりません。
12	要件	住宅用地を借地する場合でも、建築費のみ補助対象になりますか？	建築費に対する補助はあります。
13	要件	社員寮を建築する場合、補助対象になりますか？	対象になりません。
14	要件	税金の滞納がないこととありますが、具体的にはどの税を指しますか？	市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、法人税、消費税、事業税、法人市町村民税等を指します。
15	要件	建築工事の工期について要件はありますか？	要件はありません。ただし、着工は町が承認した日から6カ月以内にして下さい。詳しくは補助金交付要綱の第8条第1項を参照下さい。
16	必要書類	用地を取得する際に不動産鑑定評価は必要ですか？	必要ありません。

	質問項目	質問内容	回答
17	申請	申請手続きは、郵送で行うことができますか？	郵送で手続きを行うことはできますが、必要に応じて担当から電子メール、お電話をさせていただく場合がございます。
18	申請	申請は先着順ですか？	申請審査は先着順（受付順）となります。また、予算の範囲内において本補助金の交付を行います。
19	申請	申請期間はいつまでですか？	令和12年3月31日までとなっています。ただし、交付申請、予算執行状況で申請期間が早まる場合があります。
20	申請	同じ申請者が複数回申請することはできますか？	複数回申請は可能です。ただし、同一年度内において補助金交付限度額があります。
21	申請	事業計画を申請してから町が交付決定するまでどのくらいの期間がかかりますか？	通常の審査が立て込んでいない状況であれば、1週間ほどお時間をいただいております。
22	交付	補助金はいつ受取が出来ますか？	建物の登記完了後に町に対して実績報告を行い、町が補助金確定をして、補助金請求書をご提出いただければ、補助金の交付を行っております。請求書提出から、2、3週間ほどお時間をいただく場合があります。
23	交付	入居者に関する書類は必要ありませんか？	実績報告の際には、必要ありません。
24	交付	建築後、満室にならなくても補助金の返還はありますか？	返還はありません。
25	報告	双葉町民間賃貸住宅新築等促進事業利用状況報告書に添付する、入居の状況がわかる書類は、どんな書類ですか。	部屋ごとの入室状況がわかる書類のほか、親族や申請法人の社員が入居していないか確認させていただく場合がございます。